

議案第 26 号

橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

橋本市行政財産使用料条例(平成18年橋本市条例第74号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(使用料) 第2条 略 2 略 3 建物の使用及び使用の期間が1月に満たない場合の土地の使用については、前2項の規定により算出した使用料の額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を使用料とする。</p>	<p>(使用料) 第2条 略 2 略</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。